

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年3月10日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年2月20日農林水産省告示第288号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
高木秀樹	浜松市天竜区水窪町奥領家 3072、3073	浜松市役所
近藤きのゑ	浜松市天竜区水窪町奥領家 3109 の 1、3109 の 3	浜松市役所
高木寿樹	浜松市天竜区水窪町奥領家 3110	浜松市役所
高木伸枝	浜松市天竜区水窪町奥領家 3111	浜松市役所
高木武	浜松市天竜区水窪町奥領家 3112 の 1、3112 の 2	浜松市役所
山本勲	浜松市天竜区水窪町奥領家 5372（以上の1筆については一部保安林）	浜松市役所
春山譲	浜松市天竜区水窪町地頭方 881 の 1（以上の1筆については一部保安林）	浜松市役所
山本喜八	浜松市天竜区水窪町地頭方 890 の 1	浜松市役所